**大気汚染防止法に基づくアスベストに係る事前調査等実施状況調査票**

市川市生活環境保全課

大気汚染防止法により、解体等工事を行う際はアスベストの事前調査が義務づけられており、義務違反は元請業者・下請負人ともに罰則の対象となります。

ご担当者氏名　　　　　　　　　　　　　　　ご連絡先ＴＥＬ

**【１．対象建築物の構造】**

鉄骨造　　鉄筋コンクリート造　　木造　　その他の工作物（     　　　）

**【２．対象建築物の築年数】**

・築年数　およそ築　　　年　または　昭和・平成　　　年　 　・増改築等　有・無

**【３．事前調査の方法】※設計図書等と目視の両方による調査が必須です。詳細は裏面（2/2ページ）参照**

設計図書等**及び**目視　　分析　　その他（　　　　　　）

**【４．事前調査結果の発注者への書面説明】**

説明済み　　今後、工事の開始日までに実施

**【５．事前調査の結果】**

①吹付け材（レベル１の確認）

無　　有（アスベスト使用 　有・無 ）

②断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル２の確認）

無　　有（アスベスト使用　 有・無 ）

③スレートボード等（成形板等）や内外装の仕上塗材（レベル３の確認）

無　　有（アスベスト使用　 有・無 ）

④煙突・機械室・エレベーター室等の設備

無　　有（設備名：　　　　　　　　　　　　　　　）

**【６．以下の内容をご確認いただき右にチェック】⇒ ⇒ ⇒　確認済み**

**大気汚染防止法により、次のことが義務づけられています。**

[１]事前調査の結果を書面にて発注者に説明（事前調査に関する記録は、工事終了後3年間保存）

[２]事前調査の結果を**解体等工事を行う場所に掲示**

（A3サイズ【42.0cm×29.7cm】以上　掲示例は裏面（2/2ページ）参照）

[３]アスベストを含有する吹付け材【**レベル１**】、断熱材・保温材・耐火被覆材【**レベル２**】に該当する場合、作業開始の14日前までに【**特定粉じん排出等作業実施の届出**】

[４]**レベル３についても作業基準の遵守**

　（原形のまま取り出す、除去部分の周辺を事前に養生、薬液等により湿潤化等）

[５]作業完了後、作業結果を書面にて発注者に説明（作業に関する記録は工事終了後3年間保存）